

## 第2回北海道後期高齢者医療運営懇話会 議事概要

平成 19 年 10 月 29 日（月）午後 6 時～午後 7 時 40 分  
北海道立道民活動センター（かでの 2・7）10 階 1030 会議室

### 【出席団体】

- ・北海道医師会
- ・北海道薬剤師会
- ・北海道市長会
- ・北海道老人クラブ連合会
- ・札幌市保健福祉局
- ・健康保険組合連合会北海道連合会
- ・北海道国民健康保険団体連合会
- ・北海道歯科医師会
- ・北海道社会福祉協議会
- ・北海道町村会
- ・北海道シルバー人材センター連合会
- ・医師国民健康保険組合
- ・北海道社会保険事務局

### （オブザーバー）

- ・北海道
- ・北海道厚生局

### （広域連合）

- ・広域連合長ほか 11 人

【傍聴者】 10 人

### 【議事内容】

#### 1 開会

- （1）広域連合長挨拶

#### 2 説明事項

- （1）住民及び市町村のご意見の概要と広域連合の考え方について
- （2）医療福祉団体からの要請に対する広域連合の考え方について
- （3）市町村議会からの「後期高齢者医療制度に関する要望」意見書について
- （4）北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（素案）について
- （5）北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案（骨子）について
- （6）後期高齢者の健康診査について

### 3 意見及び回答の概要等

(出席者) 住民や市町村からの意見を見ると、広報関係の質問や意見が多いようです。先ほどの説明では、被保険者に説明用のリーフレットを送るということでしたが、送付はいつ頃ですか。

(事務局) 被保険者全員に送るのは、被保険者証と併せて送付することになると思いますので、来年3月を予定しています。

今後の広報計画につきましては、まず、ポスターを来月の月上旬に各市町村に送付いたしまして、役場や公共施設等に掲示していただくことを考えております。また、12月上旬には各市町村の窓口へ備え付けていただくリーフレットを送付いたしまして、高齢者の皆さんへの制度説明に活用していただくと考えております。テレビのスポットCMは、12月中旬から1月中旬にかけて、1か月間集中的に放送していきたいと考えております。また、1月には2回目の新聞広告の掲載、3月には3回目の新聞広告の掲載を予定しており、これらが、直接広域連合が行う広報となります。

このほか、市町村の広報誌や北海道の広報事業を活用させていただいて周知を図っており、すでに、ほとんどの市町村広報誌に制度についてのお知らせを掲載していただいたところでございます。さらに、12月または1月に2回目の保険料率等を含めた周知記事の掲載を依頼しているほか、制度施行直前の3月にも3回目の掲載を依頼しているところであります。

北海道の広報事業の活用につきましては、「みなさんの赤れんが」という全道版の新聞広告の枠の中で掲載していただいているほか、今月、STVラジオにおいて制度の概要を放送していただいております。加えて11月の広報紙「ほっかいどう」で制度の概要を掲載していただくことや、来年1月に再度「みなさんの赤れんが」で制度の概要を掲載していただくことが決まっております。

なお、国が実施する広報については照会中でございます。今までの情報では、ポスターやリーフレットを作る予定と聞いておりますので、それらも活用して周知に努めてまいりたいと考えておりますが、なかなか具体的なスケジュールが示されないこともありまして、本来は整合性を保ちながらやらなければならない部分ではございますが、待っているあまりにも遅くなりすぎますので、広域連合独自の広報は国に先行して実施したいと考えております。

(出席者) 質問ですが、住民意見募集に312人の方が意見を寄せられたとのことですが、このうちホームページに直接寄せられたのは何人くらいですか。

(事務局) ホームページへのご意見は件数が少なく、10件程度でございました。そのほかの方法では、ハガキや手紙などの郵送や市町村窓口へ

持参していただいた方もいらっしゃいましたが、全体の8割以上をFAXが占めていました。

(出席者) 大雑把でもかまいませんが、75歳以上の人と75歳未満の人に、どのくらい制度が知られているかということはわかりますか。

(事務局) そのような調査は実施しておりませんので実態はわかりませんが、まだまだ周知が不足していると思っております。

(出席者) 住民意見の内容を見ると、やはり保険料が一番気になると思うところだと思います。年金が18万円未満の方からは天引きはしないということですね。

(事務局) はい。年額18万円未満の方からは、いわゆる天引きはいたしません。

(出席者) その18万円の根拠はなんですか。

(事務局) 政省令で定められていますが、その趣旨までは存じ上げません。

(出席者) 保険料収納率の見込みが99.78%というのは、かなり高いですよ。この高い収納率の根拠はなんですか。

(事務局) 基本的には、ほとんどの方がいわゆる年金からの特別徴収になり、特別徴収については国の考えとしては、収納率100%で見込むこととされており、普通徴収につきましても、国民健康保険で比較的滞納することなく納めていただいている方々が後期高齢者医療制度に移行してくることから、収納率はその実績を踏まえて見込んでおります。

逆に、市町村の国民健康保険が収納率の面では厳しくなるかと思えます。

(出席者) 所得割は所得水準によって算定したということですが、所得水準は把握しているのですか。

(事務局) 調整交付金という補助金をもらう際に、国が全国の各広域連合の所得を一定程度把握して所得係数を算出することになっておりまして、その際に所得水準を把握しております。北海道の場合、所得係数は全国平均より低い0.82程度でございます。従いまして、本来その数値だけで考えますと、所得割と均等割の賦課割合は、均等割の方が高くなるということになりますが、厚生労働省と法律の解釈について協議させていただきまして、所得係数以外に低所得者への配慮などの要因を勘案して、広域連合において所得係数を考えて良いというお話しがありましたので、私どもといたしましては、私どものできる低所得者への配慮を行いたいということで、所得水準が低いという状況もございましたが、所得割と均等割の比率を50対50で考えさせていただきました。

(出席者) では、所得水準は国でだいたい把握しているということですね。

(事務局) はい。全国的に見ますと、やはり北海道は低いですが、東京や埼玉といった首都圏は所得水準が高いということになっております。

(出席者) 以前の厚生労働省の試算では、75歳以上の1,300万人に

対して、特別徴収が約8割で普通徴収が約2割とされていますが、普通徴収については市町村にお任せする形になるのですか。

(事務局) 保険料を徴収する権限は市町村になりますので、特別徴収の手続も含めまして、普通徴収、いわゆる納入通知書を被保険者に郵送して収めてもらう業務につきましては、市町村が行うこととなっております。

(出席者) 保険料の徴収は、例えば75歳になった月が月末であっても1か月分を徴収することになるのですか。

(事務局) そうなります。逆に、例えばお亡くなりになった場合などは、亡くなった月の前月分までです。

(出席者) 1日生まれも30日生まれも同じ保険料というのは、考慮する必要があるのではないですか。国民健康保険と同じといっても、後期高齢者医療制度は新しい制度ですから。

(事務局) この点につきましては、広域連合に裁量権がなく、全国統一になってございます。国民健康保険の方と後期高齢者医療制度の方が1つの世帯に混在するという例が非常に多くなることが見込まれますので、できるだけ国民健康保険との制度的な均衡を保つ方が良いとの考えです。

(出席者) 資格証の関係でもかなり意見が出ていますが、実際には来年4月施行からの1年間は短期証で対応するという理解でよろしいですか。

(事務局) 資格証につきましては、滞納期間が1年を越えるという要件がございますので、少なくとも20年度につきましては、資格証を出すという要件に該当することはないだろうと考えております。

(出席者) 住民意見募集で寄せられた意見に基づいて、何か変更したことはありますか。

(事務局) 広域計画の一部を住民の意見を反映させる形に修正させていただきました。制度そのものについてのご意見も非常にたくさんいただいておりますが、私どもでできる裁量の部分が限られておりまして、なかなかできないという事情がありますのでご理解いただければと思っております。

(出席者) 厳しい言い方をすれば、変更点は表現を変えただけですからね。

(連合長) その点は、広域連合の基本的なスタンスの問題を指摘されたと考え、修正したということです。

(出席者) 先ほど、312人もの多数の方から意見をいただいたという話がありましたが、私が周りの高齢者の方に後期高齢者医療制度について聞いたときに、殆どの方がよく分かっていませんでした。制度が始まるということは何となく分かっているけれども、保険料等の内容については、一般の方はほとんど分かっていないと思われてならないのです。先ほどリーフレットの話がありましたが、広報は非常に大事だと思いますので、最大限に急いでいただきたい。そのあたりの見解はどうですか。

(事務局) 今回の住民意見募集に関してもそうですが、広くご意見をいただくためには、制度の説明を十分にした上で作成した原案をお示しし、ご意見をいただくという手順が必要と考えております。その意味では今回の住民意見募集に関しては、周知が十分だったとは言い切れない面がございました。

といいますのも、このたびは、11月中には料率を決めなくてはならないにもかかわらず、政省令が明らかになるのが遅く、説明や周知などを行う期間が非常に短かったということがありまして、十分にできなかったという事情がございました。

来年3月の制度開始に向けましては、できる限り制度が浸透するように、道内の主要都市で制度のご説明をする場を設けさせていただきたいと考えております。また、各市町村で住民懇談会等を開催する機会があるかと思っておりますので、それらを活用いただきまして、後期高齢者医療制度をご説明していただきますよう、市町村にお願いしてまいりたいと考えております。

(出席者) そのような集会が開かれたときに、混乱をきたす事態になりかねないという危惧を持ちます。

(連合長) そうならないためには制度の周知が重要であり、中でも、できるだけ身近な広報による周知が効果的と考えておりますので、市町村に対して広報誌を通じて制度の周知を図っていただきたいというお願いをしております。市町村によっては、多い所で2回、3回と周知をいただいている所もありますが、全体的には、十分に周知されたとは考えておりません。そのため、先ほどご説明した広報計画に沿って、一層努力してまいりたいと思っております。

(出席者) 住民意見募集の中でも制度の周知についての意見が多いですね。周知の方法として、被保険者証の発送と併せてリーフレットを対象者全員に送るということでしたが、私は制度が始まってから周知するのではなく、事前に周知してもらいたいという意味で意見を出されていると思うのですが、どうでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおりですね。

(出席者) やはり今回の意見を見ても、制度をある程度理解している人と全く理解していない人にはっきりと分かれると思います。諸事情によって時間がないとは言いましても、何とかしなければいけないのですから、もっと具体的に考えていくべきですよ。

(連合長) 制度を作った国がもっと責任を持って広報をするべきであると、私も厚生労働省に要請してきましたが、国ではリーフレットやポスターは作成する予定だが、まだ政省令が出ていないので作成できないということをお話していました。やはり、厚生労働省の対応は遅れると思われる

ので、広域連合が補っていくほかないようです。具体的な対策を考えてみます。

(出席者) 各市町村の広報誌を通じて制度の周知を図っているとのことですが、実際にこれらの広報誌を見て問い合わせてきた人はいるのですか。

(事務局) はい。「広報さっぽろ」10月号の掲載を見て、非常に多くの、また、さまざまな問い合わせがございました。今でもかなりの問い合わせが寄せられています。

また、最近、新聞で高齢者医療の負担増の見直しが行き上げられるようになり、問い合わせが増えてきております。

(出席者) 広域連合が180市町村に出向いて広報するというのは難しいと思いますので、やはり、各市町村の協力が必要だと思います。

(事務局) 国保制度においても一部天引きが始まるなど、国保制度も大きく変わりますので、国保制度の説明をする際に後期高齢者医療制度についてもご説明いただければと考えております。また、網走市などは市長が連合長という立場もごさいますが、非常に熱心に住民懇談会を開催していただいております、そういった地域は理解が進むと思います。こうした住民懇談会を開催する際にも、併せて後期高齢者医療制度についてご説明いただけるよう、市町村にもっとお願いしてまいりたいと思っております。

(出席者) PRも含めて広域連合が各市町村にお願いしているのでしょうけど、基本は各市町村自身の自覚ですよ。広域連合ですべてできるのであればいいですけど、これだけのスタッフで180市町村の高齢者に周知するのは難しいと思いますよ。身近な市町村自体の問題だと思うのです。広域連合は制度を円滑に運営するために国主導で設立したものであって、その根幹は市町村にあるわけですから、市町村が十分に周知する責務があるのではないのでしょうか。

(連合長) やはり身近な所で周知するのが効果的だと思いますね。

(出席者) 住民懇談会を開催しなくても、町内会や老人クラブの集まりもありますので、そのような集まりを活用できれば良いですね。同じ説明を何回もしなければならぬ難しさ、煩わしさはあるでしょうけども、そうしなければ広報は十分でなく、そのため誤解によるものも含めてさまざまな意見が寄せられてくるのではないのでしょうか。

(連合長) 先ほど事務局から話が出ましたが、網走市では地域懇談会というものをずっと開催してきて、その中で制度を詳しく説明しておりますし、担当が全ての老人クラブに出向いて制度説明も行っています。やはり関心は高く、効果的なようです。

(出席者) 介護保険の導入時は、新たな制度ですからマスコミも力を入れて報道していた記憶がありますが、今回はマスコミもあまり取り上げて

- くれていないようですね。取り上げてくれるとだいぶ違うと思います。
- (出席者) こうした懇話会を開いているのは、それぞれの立場の方に来ていただいて周知徹底を図る意味合いもあるわけですよね。私たちも団体内で一生懸命広報していますよ。各市町村に広報をお願いするばかりでなく、こうした組織を活用してPRしてもらった方がいいのではないのでしょうか。例えば社会福祉協議会さんは全道にありますし、老人クラブさんも各市町村にありますからね。
- (事務局) はい。今後、関係団体の皆様には、いろいろと広報のご協力をいただかなければならないことがあると思いますので、よろしく願いいたします。
- (出席者) 先ほどお話のあったリーフレットなどは、医療機関や薬局等に設置しておく、たくさんの患者さんに周知が図れると思いますよ。
- (事務局) そうですね。これらのご意見は参考にさせていただきます。
- (出席者) 広報の話ではありませんが、北海道は所得係数0.82であり、差額の0.18の分は調整交付金が入ってくるという前提で歳入の見込額に含んでいるのですか。
- (事務局) はい。賦課割合を50対50、いわゆる所得係数1という数字に設定したことで、調整交付金が減額されるのかを国に照会しておりましたが、調整交付金算出上の所得係数は、あくまで0.82で変わらないという回答がありまして、調整交付金の減額はないということであります。
- (出席者) では、0.18の分の調整交付金は予算上見込まれていると考えてよろしいですね。
- (事務局) はい。
- (出席者) 所得係数はあくまで0.82だが、賦課割合を50対50にしたというのは、低所得者に配慮したという捉え方でいいですね。
- (事務局) そうです。厚生労働省では、調整交付金の算定基準となる所得係数を基準としながらも、他のさまざまな要因を勘案して広域連合が独自に賦課割合を決定することは可能であるとの見解を示しております。広域連合といたしましては、所得係数が低いという現状も踏まえた上で、低所得者への配慮するため、賦課割合については50対50にしたいと考えております。
- (出席者) 調整交付金の額は、2年ごとに所得係数の値によって変わるのですか。
- (事務局) そうですね。2年ごとに決定されると思います。広域連合の財政運営は2年単位で収入・支出を見込んで保険料率を設定するという仕組みになっていますので、料率につきましても、今回お示ししたものは、20年度及び21年度の料率ということになります。22年度以降につ

いては再度算定することになります。

(出席者) 資料によると、各市町村の医療費によって保険料に差が出るとありますが、これはどういうわけですか。

(事務局) 平成15、16、17年度の平均老人医療費が、全道平均と比べて2割以上下回っている市町村については、後期高齢者医療制度に移行する段階での暫定的な特例措置ということで保険料の軽減が認められており、本広域連合でも軽減の実施を考えております。

今のところ6年間の実施を考えておりまして、20年度及び21年度に医療費が変動したからといって、この数値を動かすことにはなりません。

(事務局) 後期高齢者医療に関する条例案につきましては、料率の関係で北海道と事前に協議しなければならないことになっておりますので、協議後に、今回お示しした内容で議会に提案させていただきたいと考えております。また、広報の関係につきましては、非常に厳しいご意見をいただきましたので、今後、対策を検討し努力してまいりたいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございました。